

船橋市国土強靱化地域計画策定推進本部設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画として、船橋市国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、船橋市国土強靱化地域計画策定推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に基づく各種施策及び事業の推進に関すること。
- (3) その他国土強靱化の推進に関して必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は、船橋市副市長の事務分担を定める規則（平成元年船橋市規則第68号）第2条に規定する市長公室の事務を担当する副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長である副市長以外の副市長をもって充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議事の進行及び整理は、市長公室長が行う。

(ワーキンググループ)

第5条 計画の原案作成を円滑に行うため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、第3条第1項に定める者が推薦する職員のうちから、本部長が指名する。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、市長公室危機管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

別表

副市長	子育て支援部長
病院事業管理者	環境部長
健康福祉局長	経済部長
建設局長	地方卸売市場長
教育次長	都市計画部長
市長公室長	都市整備部長
危機管理監	道路部長
企画財政部長	下水道部長
総務部長	建築部長
税務部長	消防局長
市民生活部長	医療センター事務局長
健康・高齢部長	管理部長
保健所理事	学校教育部長
福祉サービス部長	生涯学習部長